

## 教育委員会定例会議事日程

平成20年1月24日

### 日程第1 議案第1号

小田原市立小学校及び中学校の児童生徒の出席停止に関する規則及び学校教育法施行細則の一部を改正する規則（学校教育課）

議案第1号

小田原市立小学校及び中学校の児童生徒の出席停止に関する規則及び  
学校教育法施行細則の一部を改正する規則

小田原市立小学校及び中学校の児童生徒の出席停止に関する規則及び学校教育法施行細則の一部を改正する規則について、小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第15号の規定に基づき、議決を求める。

平成20年1月24日提出

小田原市教育委員会

教育長 青木 秀夫

小田原市立小学校及び中学校の児童生徒の出席停止に関する規則及び学校教育法施行細則の一部を改正する規則

(小田原市立小学校及び中学校の児童生徒の出席停止に関する規則の一部改正)

**第1条** 小田原市立小学校及び中学校の児童生徒の出席停止に関する規則（平成14年小田原市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第35条第3項（同法第49条において準用する場合を含む。）</u>の規定に基づき、小田原市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の児童生徒の出席停止の命令の手續に関し必要な事項を定める。</p> <p><b>様式第2号</b>（第6条関係）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 50%;">(略)</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">学校教育法<u>第35条（第49条）</u>の規定に基づき、次のとおり出席を停止します。</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </table>	(略)		学校教育法 <u>第35条（第49条）</u> の規定に基づき、次のとおり出席を停止します。		(略)		<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第26条</u>の規定に基づき、小田原市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の児童生徒の出席停止の命令の手續に関し必要な事項を定める。</p> <p><b>様式第2号</b>（第6条関係）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 50%;">(略)</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">学校教育法<u>第26条（第40条）</u>の規定に基づき、次のとおり出席を停止します。</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </table>	(略)		学校教育法 <u>第26条（第40条）</u> の規定に基づき、次のとおり出席を停止します。		(略)	
(略)													
学校教育法 <u>第35条（第49条）</u> の規定に基づき、次のとおり出席を停止します。													
(略)													
(略)													
学校教育法 <u>第26条（第40条）</u> の規定に基づき、次のとおり出席を停止します。													
(略)													

(学校教育法施行細則の一部改正)

**第2条** 学校教育法施行細則（昭和30年小田原市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p><b>第3条</b> この細則で、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 保護者 <u>法第16条</u>に規定する「保護者」をいう。</p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p><b>第3条</b> この細則で、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 保護者 <u>法第22条第1項</u>に規定する「保護者」をいう。</p> <p>(3)・(4) (略)</p>

(5) 学齡児童 法第18条に規定する「学齡児童」をいう。

(6) 学齡生徒 法第18条に規定する「学齡生徒」をいう。

(出席の督促等)

**第18条** 学齡児童又は学齡生徒の保護者で法第17条第1項又は第2項に規定する義務を怠っていると認められるものに対するその学齡児童又は学齡生徒の出席についての督促は、出席督促通知書（様式第18号）をもってする。

2 (略)

(5) 学齡児童 法第23条に規定する「学齡児童」をいう。

(6) 学齡生徒 法第39条第2項に規定する「学齡生徒」をいう。

(出席の督促等)

**第18条** 学齡児童又は学齡生徒の保護者で法第22条第1項又は第39条第1項に規定する義務を怠っていると認められるものに対するその学齡児童又は学齡生徒の出席についての督促は、出席督促通知書（様式第18号）をもってする。

2 (略)

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。